

令和4年度（2022年度）第8回教育委員会（11月定例会）議事録

- 1 日時 令和4年（2022年）11月1日（火）
午前9時30分から午前11時45分まで
- 2 場所 教育委員会室（県庁行政棟新館7階）
- 3 出席者 教育長 白石 伸一
委員 田浦 かおり
委員 田口 浩継
委員 西山 忠彦
委員 三淵 浩
- 4 議事等
 - (1) 議案
議案第1号 令和5年度（2023年度）県立特別支援学校高等部等の募集定員について
 - (2) 報告
報告（1） 令和4年（2022年）6月定例会県議会における教育委員会に係る一般質問及び答弁について
報告（2） 熊本県教員等の資質向上に関する指標（案）について
報告（3） 「熊本県立夜間中学（仮称）校名案募集」及び「熊本県夜間中学入学意向調査」に係るチラシ及びポスター配付について
報告（4） 「元東稜高校生徒いじめ調査委員会」の調査結果に係る被害生徒及び保護者の所見について
- 5 会議の概要
 - (1) 開会（9:30）
教育長が開会を宣言した。
 - (2) 会議の公開・非公開の決定
教育長の発議により、報告（4）は、人事案件のため非公開とした。
 - (3) 議事日程の決定
教育長の発議により議案第1号及び報告（1）から報告（3）までを公開で審議し、非公開で報告（4）を審議した。
 - (4) 議事
○議案第1号 「令和5年度（2023年度）県立特別支援学校高等部等の募集定員について」

特別支援教育課長

議案第1号「令和5年度（2023年度）県立特別支援学校高等部等の募集定員について」御説明します。

まず、タブレットの3ページを御覧ください。提案理由ですが、県立特別支援学校高等部等の募集定員については、熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則及び熊本県立特別支援学校学則の規定により、教育委員会で定める必要があるためです。

続いて、募集定員の概要について説明します。タブレットの6ページを御覧ください。

まず、「1 募集定員の定め方」について御説明します。(1)ですが、県立特別支援学校高等部の募集定員は、県内の公立中学校、義務教育学校及び特別支援学校中学部の3年生を対象に、9月に実施している進路希望調査の結果を参考に、各特別支援学校の受入れに係る施設整備等の状況を踏まえ、希望するできるだけ身近な教育環境で特別支援学校に入学できるように定めています。

次に、(2)ですが、1学級あたりの人数については、原則として、単一障がいのある生徒対象の一般学級は8人、2つ以上の障がいを合わせ有する生徒対象の重複障がい学級は3人、自宅や病院を訪問して教育を行う訪問教育は3人としています。

なお、幼稚部は、昨年度、文部科学省から示されました特別支援学校設置基準に基づき、従前は6人としていたものを、原則5人としています。

それでは、「2 高等部募集定員」「3 幼稚部募集定員」を御説明します。2の高等部募集定員については、本科の普通科、専門学科と専攻科の合計で516人、これは昨年度から41人の増になっています。例年からしますと20人弱の増です。3の幼稚部募集定員については、昨年度から4人減の39人としています。「4 高等部と幼稚部の募集定員の総合計」は、555人です。

なお、各学校の募集定員については、4ページ及び5ページにお示ししているとおりです。これらの募集定員については、熊本市立及び八代市立の特別支援学校の募集定員とともに、本日、報道機関に資料として提供する予定です。

以上、御審議をよろしく申し上げます。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

田口委員

必要とされる方々に、このように学びの場をきちんと提供することは非常に重要なことであると思います。定員数ですが、昨年度に比べてまた増えています。児童生徒数はどんどん減っていると思いますが、特別支援を必要とされる方々は増えているということですが、今後の見通しと、どれくらいで落ち着くのか、まだ増え続けるのか減ってくるのか、今熊本で準備している学校で収容可能な範囲なのかについて教えてください。

特別支援教育課長

生徒数の増について、昨年度、募集定員で比較すると、昨年度が大きく下がった年でした。昨年度からの増で見ると、少し増えているように見える部分もありますが、全体の増減からするとそう大きな増にはなっていません。

しかし、私どもが把握している特別支援学級の在籍者数については、若干、増が見られますので、その動向を注視しながら、ただ今、特別支援学校については新設、あるいは高等部の移転等で教室等の確保に動いているところです。このような整備等も含めて、対応していく予定です。

教育長

ありがとうございました。今後の見込みはありますか。

特別支援教育課長

特別支援学校の整備計画策定において、児童生徒数の増加の推移は割り出しています。整備についても、その推移に沿って確保ができるような計画としています。

西山委員

昨年の応募数が分かれば、合計でいいので教えてください。

特別支援教育課長

昨年の定員でしょうか。

西山委員

定員に対して応募があると思いますが。

特別支援教育課長

昨年度の数字ですが、定員が518人に対して、希望者数、応募が322人です。数に大きく開きがあるのは、地域ごとに設定しているので、希望者が集中していない地域に空きがでていくということになります。全体として総枠で確保できるような形で募集定員を定めているためです。

三淵委員

訪問教育の方は、なぜ訪問なのでしょう。学校に行けないということでしょうか。

特別支援教育課長

訪問教育は、芦北医療センターあるいは、はまゆう療育園のICUの中にいる方がほとんどを占めています。黒石原支援学校に通っている方については、自宅の方も若干います。ただ今は、通学の方角に移行してしまっていて、自宅の方は減少している状況です。

三淵委員

分かりました。

教育長

西山委員の話の関連ですが、昨年が322人の応募で募集定員が518人。各生徒の希望で定員を積み重ねて、今回の募集定員は、555人。昨年の募集定員518人で、応募が322人。もう一度、その差を教えてください。

特別支援教育課長

例えば希望者数が1であっても、定員8を置きます。実際は、受検者は1人です。7が余っていく形になります。希望者が集中している地域はだいたいその枠を使い切るのですが、そうでない地域は余りが積み重なってきて、実際には数字の残りとしてでてくるという形です。

教育長

募集定員と応募数に間が開いてくるということですね。

田口委員

希望者数に応じた受け入れ態勢と教員配置をしていくというのが、まず大前提にあると思いますが、逆に定員最大のところで予定していた教員数があると思いますが、実際入学された方が少なかった場合に、その先生方というのは、他の所で勤務いただくということは可能なのでしょうか。なぜ、このような質問をするかと言うと、小中高等学校において、先生の数が足りない。そのあたりで予算は同じ中でどうやりくりをするかというところに関わってくると思って質問しました。

特別支援教育課長

本課が人事を担当していませんので、詳細なところはお答えしかねるところですが、基本的に募集定員として1クラス分置き、そこに応募がなかった場合には、そこはクラスを置きませんので、そこに置くはずだった教員は空くこととなります。当然、他の必要な学校等に回すこととなりますが、具体的に、ここにたくさんいる、ここに少しいるというところについては、本課では把握しかねていますので、また改めてお答えする形をとらせていただければと思います。

教育長

他はよろしいですか。

では、この件については原案どおり可決してよろしいですか。

(委員了承)

教育長

ありがとうございます。

○報告(1) 「令和4年(2022年)6月定例県議会における教育委員会に係る一般質問及び答弁について」

教育政策課長

教育政策課です。報告(1)として、今後の教育委員会における議論の参考とさせていただくため、「令和4年(2022年)6月定例県議会における教育委員会に係る一般質問及び答弁について」御説明します。

報告(1)を御覧ください。本年6月に開催された県議会では、一覧表記載の質問項目について、別添概要のとおり質問があり、答弁しました。

教育委員会事務局としても、引き続き、県民や県民を代表する議員の御意見に耳を傾け、教育行政の充実強化に取り組みます。

簡単ですが、報告(1)は以上です。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

教育長

6月議会の報告を今の時期に行うのはなぜですか。

教育政策課長

別添概要をこのような形で配るには時間がかかるため、タイムラグが発生しています。

教育長

教育関係の質問は、他の部に比べるとたくさんあります。別の形でもいろいろと情報提供をしていただければと思います。

教育長

他はよろしいですか。

○報告(2) 「熊本県教員等の資質向上に関する指標(案)について」

教育政策課長

教育政策課です。「報告(2)熊本県教員等の資質向上に関する指標(案)について」御報告します。

まず、教育公務員特例法の改正の概要と、国の改正指針の内容について御説明します。2ページを御覧ください。今回の法律の改正は、教員免許更新制の発展的解消と「新たな教師の学びの姿」の実現、さらに校長及び教員の資質向上のための施策を、より合理的かつ効果的に実施するため、研修等に関する記録の作成並びに資質の向上に関する指導及び助言に関する規定を整備するものです。改正内容については、資料の中ほど、概要の1の①～④のとおりです。

次に、3ページを御覧ください。平成28年(2016年)に教育公務員特例法が改正された際に、任命権者に対し、教員等の資質の向上を図るために必要な指標を策定することが義務付けられ、その指標の策定に当たっては表題にあります国の指針を参酌することとされました。本県においても当時の国の指針に基づ

き、平成29年（2017年）に「熊本県教員等の資質向上に関する指標」を策定しています。

今年度の教育公務員特例法の改正においても、このページに記載のとおり、国の指針の改正が行われました。改正のポイントが、資料にいくつか挙げられています。本県の指標の改訂に係る主要なものとしては、一つ目の矢印「教師に共通的に求められる資質能力を、①教職に必要な素養、②学習指導、③生徒指導、④特別な配慮や支援を必要とする子供への対応、⑤ICTや情報・教育データの利活用の5つで再整理すること」。

次に、三つ目の矢印「校長に求められる資質能力を明確化するとともに、校長の指標を、教員と別に策定する」などで、教師に求められる資質能力については、5ページ及び6ページに具体的に示してあります。任命権者は、これらを参酌して指標を策定することとなっていますので、本県においても、この国の指針に基づき、平成29年（2017年）に策定した現行指標を改訂する必要があります。今回、このあと御説明します指標の改訂案について、教育委員の皆様へ御報告し、御意見を伺うものです。

次に、7ページを御覧ください。この資料では、「指標」やそれを受けた研修計画の策定スケジュールについて説明します。

まず、指標の策定及び改定に当たっては、協議会を設置して協議することが教育公務員特例法に規定されています。そのため、表の左側にあります大学や教育関係の各団体等で構成する「熊本県教員資質向上協議会」を設置し、9月15日に第1回協議会、10月20日の第2回協議会で協議いただき、本日お示しする案について御了承いただいたところです。

なお、表の右側には、教育委員会側の検討過程を示しています。

今後のスケジュールですが、本日の教育委員会に御報告後、再度事務局内で検討し、12月中には、指標を策定したいと考えています。その後、年明け1月の定例教育委員会で、指標策定の最終報告をさせていただいた後、県立学校・教育事務所・市町村教育委員会に通知します。

8ページには教員資質向上協議会の設置要綱を、9ページには協議会の構成メンバーをお示ししています。大学、市町村教育委員会、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校、PTA団体など、幅広く関係者の皆様に御参加いただいています。

10ページを御覧ください。こちらは、平成29年（2017年）12月に策定しました、本県の現在の指標です。また、この指標とは別に、11ページ及び12ページにあります「『熊本県教員等の資質向上に関する指標』の活用にあたって」という補足資料を用いて、これまで指標の活用方法を示していました。

今回の改訂では、指標と「活用にあたって」の2つを、「熊本県教員等の資質向上に関する指標（案）」に一本化することとしました。13ページ以降が今回作成しました「指標（案）」です。

14ページ及び15ページを御覧ください。現在の「活用にあたって」の内容を基に、今回の改正内容を含めて整理しています。

16ページを御覧ください。こちらが教員等の指標です。改正前より分量が増えていますが、現在の指標に、これまでは「活用にあたって」の方に記載していました「資質を構成する要素の例」を合体させることで、より現場で活用しやすくしたことによるものです。また、縦方向に見ていたものを横方向に見るよう、縦横を入れ替えています。

今回修正した内容や追記した部分について朱書きで示しています。大きな変更点としては、改正指針の教員に求められる資質能力の5本柱として整理された「特別な配慮や支援を必要とする子供への対応」と「ICTや情報・教育データの利活用」を、求められる資質能力の「実践的指導力等」の中に追加しています。この2つは他の資質能力に比べて一つ一つの経験段階に分けるのには適さないと考え、充実期以降は学校組織全体で向上を図るといった視点を含めて、大きく2つの経験段階で整理しています。その他にも、充実期及び発展期におけるマネジメント力の部分について、管理職の指標につながりやすくなるよう、人材育成等の視点を追記しました。

また、右側の具体的要素の例においては、防災やSDGs、多様性の尊重など本県ならではの要素や、近年重要視されているような要素などを新たに追記しています。

さらに、本県では、特別支援教育を特に重要視していることから、具体的要素の例に「特別支援教育」の項目を残し、国の指針にある「特別な配慮や支援を必要とする子供への対応」については、「生徒指導」及び「特別支援教育」の中に具体的要素として盛り込んでいます。

次に、17ページを御覧ください。今までは教員等の指標のみでしたが、今回の指針の改正を受け、今回校長の指標を単独で作成しています。今までの教員指標の円熟期に整理していました、管理職の求められる資質能力をもとに、具体的な要素の例や、人事で活用している能力評価等も参考に具体的行動例を示して、校長に求められる資質能力を明確化しました。

次に、18ページを御覧ください。こちらは副校長・教頭の指標です。本県では、教頭経験が1校から2校程度で校長に昇任するケースが増えてきています。副校長・教頭の更なる資質能力向上のため、今回、校長とは別に副校長・教頭の指標を作成しています。基本的に校長指標と同様のつくりですが、「校長の補佐役として」という表現等を用いるなどの整理を行っています。

この指標（案）について、教育委員の皆様にも御覧いただき、お気づきの点について御意見を頂戴できればと考えています。

事務局の説明は以上です。

教育長

ただ今の説明について質問等があればよろしくお願いします。

田口委員

資料の16ページに朱書きしてあるところですが、国の指針に追加して本県独自のものをいろいろと追加していただいたのは良かったと思います。それに対応して、例えば、17ページ校長指標の具体的行動例等に反映すべき事項はないのかどうか、又はすでに反映されているのかどうか、お聞きしたいです。

教育政策課長

校長指標に具体的行動例として示した理由としては、校長に求める資質は、教員に比べると広範に及ぶ上、教員のように成長段階毎の水準を示すものがなかったため、資質をより具体化するために具体的行動例として示しています。

また、校長の人事評価・能力評価との整合性を図って、より活用しやすくしています。

教育長

教員指標は、朱書きで新たな部分を追加しているのは分かりますが、校長指標はゼロから作ったということですね。

教育政策課長

はい。資料10ページにあります現行指標の「円熟期」の欄の下に、＜管理職（校長・副校長・教頭）＞として、求められる資質能力を別に記載していましたが、管理職としてはこの部分の記載しかありませんでした。

今回、国の指針で「教員とは別に校長の指標を策定すること」とされましたので、今回の校長指標は新たに作成したものになります。

教育長

本県独自で作ったということですね。

教育政策課長

はい。

西山委員

県の教育者のあるべき姿ということで、資質向上に向けて非常によろしいと思いますが、これと並行して、先生方からすると、人手不足・余裕がないというところも併せて改善していかないと個人のスキルアップは難しいかなと思います。

資質向上に向けて、これだけのことをまとめていただいたことはよいのですが、働き方改革についても、これ以上のまとめ方をさせていただいて、それに向けて動いていかないと、人手不足・余裕がないと全て負のスパイラルになってしまうのではないかなと思います。働き方改革もこれくらいの項目で方向性を出していただければありがたいなと思いますし、先生方もそう思っているのではないかなと思いますので、よろしくお願いします。

教育政策課長

事務局において、働き方改革についても来年度以降の取組について検討しているところですので、また時期を改めて御説明・御報告します。

三淵委員

素晴らしい先生像が描かれているなと思いますが、先ほどから指摘されているように、先生方は忙しく、校長先生も大変でしょうから、校長先生がリーダーとなって役割分担をすることも、校長先生の大事な仕事かなと思います。

職業柄、学校医の先生との連携も、校長先生・教頭先生には大事かなと思います。

教育政策課長

従来から学校組織は鍋蓋組織と言われていて、校長先生、教頭先生、その下は多数の教員の先生方です。ただ、学校に求められる役割は多様化していますので、組織の運営体制等の充実を図るために、校長、教頭だけでなく、副校長、主幹教諭、指導教諭という新たな職が設置されて10年以上経ちます。

また、委員御指摘のとおり、学校医の先生や事務職員の方々、それぞれの専門性をしっかりマネジメントすることが校長に求める役割で、学校外のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等それぞれの専門性をしっかりと生かした上での学校運営を、これからも引き続き進めていく必要があると考えています。

教育長

最終的には1月の定例教育委員会で、また報告があるのですね。

教育政策課長

もう少し事務局で整理してから御報告する予定です。

西山委員

そのような形で展開されるというところに、来年度の働き方改革の話もありま

したが、何か一つでも、こんな風に先生方の仕事をアウトソースする等のことを並行して言っていただければと思います。先生方に、言われっぱなしで自分たちの環境整備は進んでいないじゃないかと思われるとよろしくないと思いますので、並行して進めていただければありがたいです。

教育長

働き方改革については、各委員の皆様からも御指摘をいただいていますし、今年の知事との総合教育会議でも議題にして検討していければと思っています。

教育長

他はよろしいですか。

○報告（３） 「「熊本県立夜間中学（仮称）校名案募集」及び「熊本県夜間中学入学意向調査」に係るチラシ及びポスター配付について」

義務教育課長

義務教育課です。報告３「夜間中学の校名案募集」及び「入学意向調査」の実施について御報告します。

まず、校名案の募集についてです。募集用のチラシは３５、３６ページです。令和６年（２０２４年）４月の開校に向け、県民により親しまれる夜間中学とするため、校名案を広く県民に募集します。

募集期間は来週の１１月７日（月）から１２月９日（金）までとし、応募資格はどなたでも応募可能とします。応募方法については、応募はがき付きチラシを２５、０００枚配布し、「応募はがきによる回答」、チラシには応募用のＱＲコードを付けておりますので「Ｗｅｂによる回答」、また「ＦＡＸによる回答」が可能としています。チラシの配布場所でございますが、市町村役場や国際交流施設、就労支援施設等を予定しています。

なお、校名の決定方法については、応募のあった校名案を参考に、校名案検討委員会で校名案を複数候補まで選定し、教育委員会で最終的に決定することとしています。

次に、入学意向調査についてです。まだ未定稿ですが、意向調査のチラシは３７、３８ページです。夜間中学を設置するにあたり、必要な備品や教材を事前にある程度準備する必要があります。そのため、現時点で夜間中学への入学を検討されている方々の大まかな人数を把握するため、入学意向調査を実施します。

調査期間は、１１月下旬から１月下旬までを予定しています。回答の対象者は、夜間中学への入学を検討されている方としています。回答方法は、返信はがき付きチラシを、他言語でも配布を予定しており、「はがきによる回答」、ＱＲコードを利用した「Ｗｅｂによる回答」、「ＦＡＸによる回答」を予定しています。

意向調査のチラシの配布場所については、校名案募集時の配布先と同様の場所を予定していますが、必要としている方々になるべく届けられるように、メディアやＳＮＳ等を活用した発信、また、生涯学習センターで行われる各講座や、国際交流施設で実施される講座やイベント等に直接出向いて配布することを検討しています。

なお、調査結果については、取りまとめ次第、教育委員会で御報告をさせていただきます。予定です。

また、入学者数を最終的に確定するための正式な入学希望調査については、令和５年度（２０２３年度）に改めて実施する予定です。

最後に、「夜間中学シンポジウムの開催」について御報告します。資料は39、40ページです。学びの機会を保障することの重要性や、夜間中学に関する国の動向、また、先進事例を紹介することを通して、県民及び教育関係者を対象に、夜間中学についての理解を深めるために「夜間中学シンポジウム」を開催します。期日は、令和4年（2022年）11月27日（日）午後2時から、場所はくまもと県民交流館パレアです。主な内容は行政説明のほか、徳島県、札幌市、福岡市の夜間中学の設置に直接かかわってこられた方々を迎え、パネルディスカッションの形式でお話をさせていただく予定です。また、参加形態としては、会場参加、また、オンラインでの参加も可能としています。

最後ですが、このシンポジウムはもとより、校名案の募集や入学意向調査についても、いかに周知を図っていくかが重要であると考えています。このことについては熊本市と連携して取り組み、熊本市が情報発信として活用されているLINEで、これらの情報を配信させていただく予定です。また、本課においても夜間中学に関する専用サイトを近日中に開設し、様々な情報発信を行っていく予定です。

事務局の説明は以上です。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

田口委員

いろいろな方法をとられて、必要な情報を必要な方に届けようとされている姿勢に、大変ありがたく思っています。各種メディア、県、市の教育委員会以外のメディアにもいろいろ取り上げていただいている、広く知ってもらえるいい機会になっていると思っています。ぜひ、その方向で進めていただければと思います。

少しだけ、言葉が難しいと思ったところが一か所ありました。37ページ、上のほうに質問項目で、「できれば回答」というところです。これは分かりやすかったのですが、はがきのところで「任意で答えてください」という「任意」というのは少し難しい言葉かなと思ったところでした。ちょっとしたところですが、御検討いただければと思います。

義務教育課長

ありがとうございます。今、委員がおっしゃたように、より分かりやすい表現に修正していきたいと思います。

三淵委員

今の御発言に関連してですが、外国の方も入学される可能性も高いのかと思います。そうなるいろいろな言葉を使ったPRが必要と思いますが、そのあたりは何か考えていますか。

義務教育課長

ありがとうございます。現在、県教育委員会のホームページに相談窓口を設置しています。そこには、英語、中国語、韓国語等で対応できるよう一緒に併せて載せています。また、今回の入学意向調査ですが、現時点で4か国語を想定しており、英語、中国語、韓国語、ベトナム語で印刷して、それを国際交流施設などに配付し、なるべく多くの方々に届くように考えているところです。

三淵委員

これは、質問ではなく、コメントというか私が思っていることです。最近の流行りといっているのか分かりませんが「誰一人取り残さない」というのが、こど

も家庭庁の設置にも言われており、先ほどの議会のやり取りの中にも、知事の答弁にもあります。実際、例えば不登校とか精神的にまいっている子ども達は、「そっとしてくれ」という気持ちが強いのではないかと思っています。少し気になったので、ネットで調べると、嵐の松本潤が、最近少し彼自身、取り残されている感じがあるのですが、「取り残されてもいいじゃん」というようなことをブログで発信しています。こういうことを発信してもらうのもいいなと思ったのです。確かに「誰一人取り残さない」というのは、ダイバーシティ（多様性）、グローバル社会を目指す上で、非常に重要な目標となっています。先ほどの校長先生の指標にも書いてありましたが、あまり学校の先生たちが、「誰一人取り残さない」と引張ったり、押しつたりするのは、生徒児童によっては、ちょっとやりすぎになる可能性もあります。この言葉があちこちから出てきますが、そのあたりの個別の配慮をしていただきたいと思います。

もう一つ流行りの言葉で、「伴走型支援」があります。伴走型支援というのは、自分が先に伴走するのではなく、目が悪い人のマラソンなどでは、伴走する人は、先に行ってはいけないので、支援される人の気持ちを大事にして、そこに寄り添ってケアするというところが、私は子ども達にとって大事ではないかと思っています。この「誰一人取り残さない」というのが少し気になったのでコメントさせていただきました。

教育長

今、熊本県の災害や豪雨災害、コロナといった困難な中、「誰一人取り残さない」というフレーズがいろいろなところで使われています。これは、知事自身からもそういう思いで各部局取り組んでほしいという話もあり、使っているということがあります。受ける方からは「取り残されてもいいじゃん」と言ってもらってもいいですが、こちらからはなかなかそのようには言いづらいところがあります。いろいろな御意見をいただきありがとうございます。御意見を参考に、しっかり周知をしていきたいと思っています。

教育長

他はよろしいですか。

教育長

本日予定されました議事については以上のとおりですが、その他で何かありますか。

教育長

ありがとうございました。

引き続き、よろしくお願いいたします。

6 次回開催日

教育長が次回の定例教育委員会は令和4年（2022年）12月6日（火）教育委員会室で開催することを確認した。開催時間は、午前9時30分から。

7 閉会

教育長が閉会を宣言した。午前11時45分。